

なんでも体験隊参加者募集 第1回「ソーラー電池を作ろう」

今年のなんでも体験隊は、楽しみながら学べる3つの講座を開きます。第1回目は、CDケースを使って太陽電池パネルを半田付けて組み立て、モーターを動かしたり、ニッケル水素電池に充電したりする工作教室です。

電気工作に興味のある方はご参加ください。工作教室の終了後は駐車場でソーラーカーの試乗を行います。

【日時】

8月25日(土)午前10時～正午

【場所】

エコールみよた 工作室

【定員】

親子15組

【参加費】

2,000円(材料費)
親子で1セットを仕上げます。

【対象】

小学生親子・中学生

【講師】

沼田 清さん

【募集開始】

7月21日(土)午前9時から電話受付を行います。

【申し込み・問い合わせ先】

町公民館 (32)2770 または
(32)9100

平成19年度

保育料月額徴収基準表が一部改正になります。

所得税法の改正により、平成18年分所得税の定率減税率が、20%から10%に縮減されたため、保育料月額徴収基準表の一部を改正します。内容は、各階層区分の保育料に変更はありませんが、第4～第7階層区分に該当する世帯の所得税額が変更になります。

また、従来までは同一世帯から2人以上の児童が保育園に通っている場合に限り、所得階層に応じて保育料の軽減をしてきました。今回からは新たに、同一世帯で保育園の他に幼稚園や認定こども園に通っている児童も算定対象人数に含め、2人目以降で保育園に通っている児童の保育料を軽減します。

保育料月額徴収基準表(改正後)※太枠内が改正部分です。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)	
階層区分	定義		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0 円	0 円
第2	1	非課税の母子世帯等	0	0
	2	非課税の母子世帯等以外の世帯	6,000 (3,000)	5,000 (2,500)
第3	1	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割のみの母子世帯等	11,000 (5,500)
	2	均等割のみの母子世帯等以外	12,000 (6,000)	10,000 (5,000)
	3	所得割の母子世帯等	16,000 (8,000)	13,000 (6,500)
	4	所得割の母子世帯等以外	17,000 (8,500)	14,000 (7,000)
第4	1	40,500円未満	23,000 (11,500)	19,000 (9,500)
	2	40,500円以上 72,000円未満	30,000 (15,000)	24,000 (12,000)
第5	1	72,000円以上 90,000円未満	35,000 (17,500)	25,000 (12,500)
	2	90,000円以上 126,000円未満	38,000 (19,000)	26,000 (13,000)
	3	126,000円以上 180,000円未満	43,000 (21,500)	27,000 (13,500)
第6	1	180,000円以上 225,000円未満	48,000 (24,000)	28,000 (14,000)
	2	225,000円以上 459,000円未満	53,000 (26,500)	29,000 (14,500)
第7	459,000円以上		55,000 (27,500)	30,000 (15,000)

()は半額の場合

同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合

階層区分	児童	徴収金額
第2～第7階層に属する世帯	最年長児	徴収基準表に定める額
	次年長児	徴収基準表に定める額×1/2
	上記以外の児童	徴収基準表に定める額×1/10

【問い合わせ先】 こども課こども係 32-9123

副町長・教育長就任

副町長

町議会6月定例会(平成19年6月18日)で選任同意された中山悟氏が、6月19日付けで副町長に就任しました。

氏名 中山 悟

(なかやまさとしる)

昭和24年2月22日生まれ

区名 三ツ谷

任期 平成19年6月19日～平成23年6月18日

教育長

町議会6月定例会(平成19年6月18日)で任命同意された高山佐喜男氏が、6月19日付けで教育委員に就任しました。

また、6月臨時教育委員会(平成19年6月19日)において、高山佐喜男氏を教育長に6月19日付けで任命しました。

氏名 高山 佐喜男

(たかやまさきお)

昭和21年2月26日生まれ

区名 馬瀬口

任期 平成19年6月19日～平成21年12月23日

8月1日は 福祉医療費受給者証の更新

福祉医療費受給者証が8月1日に更新となります。毎年、前年の所得や支給要件を確認し、引き続き該当となる方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送します。

所得制限がありますので、該当されない場合があります。平成18年分所得の申告をまだ済まされていない方は、早期に申告をしてください。所得が確認できないと更新手続きができません。受給者証の交付は、所得の確認後となります。

◎福祉医療制度は、医療機関で負担した保険診療分の一部を助成する制度です。次の方が、対象となりますので、申請をされていない方は、手続きをお願いします。

- ・就学前の乳幼児・児童
- ・身障手帳4級以上、療育手帳B1以上、障害者手帳のいずれかをお持ちの方、障害年金を受給されている方
- ・母子家庭の母子、父子家庭の父子

【問い合わせ先】
町民課福祉係(内線45番)

7月の年金相談窓口 時間延長などのお知らせ

社会保険事務所と長野年金相談センターでは、窓口と電話で時間を延長して年金相談を行っています。7月は次のとおり予定しています。相談の際には、年金手帳、年金証書、印鑑などをご用意ください。

- 【社会保険事務所窓口での相談】
- 時間延長(毎週月曜日)
午後5時15分～午後7時まで
(通常の午前8時30分～午後5時15分の後続けて対応)
- 14日土曜日
午前9時30分～午後4時まで

※県内7事務所まで相談できます。御代田町から近い社会保険事務所は小諸になります。

- 【電話での相談】
- ねんきんダイヤル
0570-051165
月曜日から金曜日
午前8時30分～午後5時15分
- ねんきんあんしんダイヤル
0120-657830
24時間
土曜日・日曜日でも相談できます。

【問い合わせ先】
小諸社会保険事務所(22)1080

平成19年度佐久水道企業団職員 採用試験のお知らせ

【試験区分並びに採用予定人員】
・上級職 行政 若干名

【受験資格】
住民登録が企業団組織市町にしてあり(修学、就職等のため他市町村に住む者で、家族が企業団組織市町に住居している者を含む)昭和58年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者のうち、4年生大学を卒業又は卒業見込みの者(卒業しなかった場合は採用となりません)。

【第1次試験日】
平成19年9月16日(日)

【場所】 佐久水道企業団

【試験申込方法】
試験申込書(企業団指定の様式)、履歴書(企業団指定の様式)、最終学校(卒業見込)の学校成績証明書、健康診断書及び住民票を添えて、平成19年8月1日(水)から平成19年8月14日(火)午後5時までに、佐久水道企業団総務課庶務係へ申込みください。

※この試験の実施にあたり提出していただいた個人情報、今回の採用試験のために必要な範囲でのみ利用します。

【問い合わせ先】
佐久水道企業団総務課庶務係
0267-6211290

あれこれ今日はどんな日?

- 森と湖に親しむ旬間(21日～31日)
- 国民安全の日(1日)
- 川の日(7日)
- 検疫記念日(14日)
- 勤労青少年の日(21日)
- 海の日(16日)